

最新ハラスメント対策

ハラスメントとは直訳すると「人を困らせること」「嫌がらせ」の意味。

2020年の法律の一部改正により、職場におけるハラスメント防止対策の措置が義務付けられてはいますが、まだまだなくなっていないのが現状です。



*過去3年間でハラスメントを経験した者の割合

パワハラ 31.4%、カスハラ 15.0%、セクハラ 10.2%

*過去5年間でマタハラを経験した者の割合 26.3% (令和2年調査より)

12月には厚生労働省が定める「職場のハラスメント撲滅月間」です。ハラスメントのない職場を目指して、一人一人ができることを実施していきましょう。

* ハラスメントの定義と種類 *

◆パワーハラスメント

業務上必要かつ相当な範囲の適正な業務指示や指導はハラスメントにはなりません！

- ①優越的な関係を背景とした言動
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③労働者の就業環境が害されるもの

①から③までの
3つの要素を全て満たすもの



6つの類型	ハラスメントの例
①身体的な攻撃	殴打、足蹴り、相手に物を投げつける
②精神的な攻撃	人格を否定するような言動、長時間の厳しい叱責を繰り返す
③人間関係からの切り離し	一人の労働者に対して集団で無視をし、職場で孤立させる
④過大な要求	業務と関係のない私的な雑用処理を強制的に行わせる
⑤過小な要求	管理職の労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務だけを行わせる
⑥個の侵害	職場外で継続的に監視したり私物の写真撮影をしたりする

◆セクシュアルハラスメント

「職場」において行われる「労働者」の意に反する「性的な言動」により、労働者が労働条件について不利益を受けたり、就業環境が害されること

性的言動だけでなく性別役割分担意識に基づいた言動（男らしい、女らしいなど）も、セクシュアルハラスメントの原因や背景になってしまうことがあるので注意！

◆妊娠・出産・育児休業等ハラスメント（マタハラ・パタハラ・ケアハラ）

「職場」において行われる上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業、介護休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した「女性労働者」や育児休業・介護休業等を申出・取得した「男女労働者」の就業環境が害されること

妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い（解雇・減給・降格等）は禁止！



◆その他、カスタマーハラスメント（カスハラ）・就活ハラスメント 等、多岐にわたります。

* 職場のハラスメント対策 ~皆が働きやすい職場づくり~ *



- | | |
|----------------|-----------------------------|
| 1 トップのメッセージ | : 方針の明確化 |
| 2 社内ルールを決める | : 行為者への厳正な対処方針、内容の規定化 |
| 3 社内アンケートで実態把握 | : 社内の傾向を把握、対策へとつなげる |
| 4 研修・教育 | : 管理職向け・一般社員向け、一度ではなく繰り返し実施 |
| 5 社内での周知・啓発 | : ポスター掲示、スローガン作成 |
| 6 相談窓口の設置、相談対応 | : プライバシー保持、事実関係の確認、適正な措置の実施 |
| 7 再発防止の取り組み | : 業務体制の整備、育児・介護休業等に関する制度の整備 |

* ひとりひとりができること *



見て見ぬふりをしない！
上司や相談窓口に相談する

困っている人に
声をかける勇気を持つ！

ハラスメントに関する
正しい知識を持つ！

隣で起きているハラスメント、決して他人事ではありませんよ！職場の空気は、そこにいる全員がつくりだすもの。ハラスメントを許さない職場環境を皆で作っていきましょう！

* もしもハラスメントにあってしまったら…？ *

決して 1 人で悩まないでください。あなたの周りには、あなたのことを大切に思っている人がいます。まずは、話をしてみてください。その時、ハラスメントの記録が役に立ちます。日記でもメモでもよいので書き留めておくとよいですよ！

記録をとろう！

- ・いつ
- ・どこで
- ・だれから
- ・どのように言われた/された
- ・目撃者の有無



相談しよう！

- ・家族や友人
- ・周囲の人（同僚）
- ・会社の相談窓口や人事担当者
- ・外部の相談窓口



* 外部相談窓口 *

☆総合労働相談コーナー（各都道府県労働局内にあります）

厚生労働省の HP に全国の総合労働相談コーナーの案内があります↓

⇒ <https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

東京都内の一般電話からは

⇒ 有楽町総合労働相談コーナー **TEL : 0120-601-556**（フリーダイヤル）も対応可。

☆みんなの人権 110 番（法務局 全国共通人権総合ダイヤル）

TEL : 0570-003-110（かけると最寄りの法務局につながります）



【引用・参考 URL】 あかるい職場応援団（厚生労働省） <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>
みんなの人権 110 番（法務省） <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>